

西予市建設工事請負業者選定要領

平成 16 年 4 月 1 日

西予市告示第 581 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市契約規則(平成 25 年西予市規則第 13 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格及び競争契約又は随意契約に付そうとする場合における業者の選定要領を定めるものとする。

2 この告示の規定は、西予市建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成 16 年西予市告示第 580 号)第 2 条第 2 項に規定する特定建設工事共同企業体の入札参加資格については適用しない。

(競争入札及び随意契約への参加)

第 2 条 市の発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条に規定する工事をいう。)の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者は、規則第 17 条の規定により作成された名簿に登録された者でなければならない。

(業者の格付)

第 3 条 業者の等級別格付(以下「格付」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすもので、建設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出したものについて行うものとする。

(1) 所得税又は法人税及び消費税について未納がないこと。

(2) 市町村税全税目について未納がないこと。

(3) 西予市において市民税及び県民税(給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。)の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収を実施していること。

(4) 当該年度に係る法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受け、法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けていること。

2 格付は、別表のとおり業種別に等級区分して行うものとする。

3 各等級の区分は、西予市建設業者格付要領(平成 16 年西予市告示第 585 号)により区分するものとする。

4 格付は、平成 16 年度を初年度とし、17 年度から毎 2 年度を単位として、当該毎 2 年度の建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りについて効力を有する。

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第 4 条 前条第 1 項の申請書は、市長が別に定め公表した期間内に、次に掲げ

る書類を添付し提出するように努めなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 所得税又は法人税及び消費税について未納がない旨の証明書
- (3) 市町村税全税目について未納がない旨の証明書
- (4) 西予市において個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、特別徴収を実施していることが確認できる書類
- (5) 主要取引金融機関の取引証明書
- (6) 建設業退職金共済組合に加入している場合は、当該組合の加入証明書
- (7) 建設業許可申請書の写し(愛媛県知事又は国土交通大臣の許可証明書)
- (8) 法第 27 条の 27 第 1 項の規定による経営事項審査結果通知書の写し

2 前条第 1 項の申請書提出後、次に掲げる事項について変更が生じたとき、又は法第 29 条若しくは第 29 条の 2 第 1 項の規定により許可を取り消されたときは、変更届を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所所在地
- (3) 電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 代表者氏名
- (5) 資本金額
- (6) 使用印鑑又は実印
- (7) 代理人氏名
- (8) 建設業の許可番号及び許可年月日
(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

第 5 条 事業主の死亡、廃業、組織変更、企業の合併等によりその企業の実態を引き継いだ者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず引き継ぎの原因となる事実のあった日から 30 日以内に建設業者格付継承申請書を市長に提出して格付を受けることができる。

(格付の抹消)

第 6 条 法第 12 条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は同法第 29 条若しくは第 29 条の 2 第 1 項の規定により許可を取り消されたときは、格付を抹消する。

(業者の選定及び発注区分等)

第 7 条 業者の選定は、第 3 条に規定する格付業者のうちから行うものとする。

- 2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、別表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工費(請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。)に対応する格付等級(以下「対応等級」という。)に属する者の中から行うものとする。ただし、指名競争入札及び随意契約による場合であって必要があるときは、対応等級の直近下位等級に属する者(以下「下位等級者」という。)を選定に加えることができる。この場合において、下位等級者の数は、当該工事の指名業者数の2分の1(その数に計算上の端数を生じた場合は、切り捨てる。)を超えることができないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難いと西予市競争参加資格審査会(西予市競争参加資格審査会要綱(平成17年西予市告示第33号)第1条に規定する西予市競争参加資格審査会をいう。)において認められた場合は、別に定めることができる。
- 4 一般競争入札による場合であって必要があるときは、下位等級者を入札参加資格を有する者とすることができる。

(業者選定の特例)

第8条 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊の技術を有する工事その他特別の事由があると認める工事の業者の選定については、第2条又は前条の規定によらないことができる。

附 則([平成24年西予市告示第101号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の西予市建設工事請負業者選定要領の規定は、平成24年7月1日以後に行う競争入札業者の選定及び随意契約の相手方の選定(以下「競争入札業者の選定等」という。)から適用し、同日前に行う競争入札業者の選定等については、なお従前の例による。

附 則([平成24年西予市告示第137号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成25年西予市告示第57号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この告示の相当規定に

よりなされたものとみなす。

附 則([平成26年西予市告示第135号](#))

(施行期日)

1 この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の西予市建設工事請負業者選定要領の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以後に行う競争入札業者の選定及び随意契約の相手方の選定(以下「競争入札業者の選定等」という。)から適用し、同日前に行う競争入札業者の選定等については、なお従前の例による。

附 則([平成27年西予市告示第19号](#))

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

2 改正後の西予市建設工事請負業者選定要領の規定は、平成 27 年度以降の格付について適用し、平成 26 年度の格付については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日前に愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和 39 年愛媛県告示第 607 号)第 3 条及び第 4 条の規定に基づきなされた申請は、改正後の西予市建設工事請負業者選定要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則([令和 3 年西予市告示第70号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和 5 年西予市告示第67号](#))

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

土木

格付等級	A	B	C	D
設計工費	全工事	5000万円未満	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	5社以上	3社以上

建築

格付等級	A	B	C	D
設計工費	全工事	1億5000万円 未満	6000万円未満	3000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	5社以上	3社以上

舗装

格付等級	A	B	C
設計工費	全工事	2000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

電気

格付等級	A	B	C
設計工費	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

管・水道施設

格付等級	A	B	C
設計工費	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

その他

格付等級	A	B	C
設計工費	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	3社以上